

細 則

第 1 条 【入会金・月会費】

約款第 9 条の入会金、約款第 10 条の月会費、約款第 13 条のスポーツ安全保険費用その他のマガジムの施設利用に関する費用は、次の通りとします。但し、下記費用に対しては、別途消費税がかかります。また、警察関係者、自衛隊関係者及び学生は、下記記載の月会費から 1,000 円（税別）引きした金額とします。

| 内容 | | 金額 | 備考 |
|--------------|-----------|----------------------------------|---|
| 入会金 | | (税別) 10,000 円 | |
| スポーツ安全保険費用 | | 1,850 円 | 毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年度単位で、毎年更新 |
| 月 会 費 | スタンダード会員 | 男性 | (税別) 14,500 円/月 |
| | | 女性 | (税別) 13,500 円/月 |
| | ライト会員 | 男性 | (税別) 11,500 円/月 |
| | | 女性 | (税別) 10,500 円/月 |
| | 平日データイム会員 | 男性 | (税別) 9,500 円/月 |
| | | 女性 | (税別) 8,500 円/月 |
| 1 クラス追加参加 | | 500 円/回 | 500 円の支払いで、追加で 1 クラス参加頂けます。 |
| 無断キャンセルペナルティ | | 2 回目 : 1,000 円 3 回目以降 : 500 円 | 同一月内に累積で 2 回無断キャンセル(クラス開始 2 時間前までにキャンセル手続きを取らずにクラスを欠席する場合を差します)をした場合、翌月に 1,000 円のペナルティが課金されます。3 回目以降は 1 回につき更に 500 円加算されます。 |

第2条 【他店舗クラスの参加】

会員は、追加の費用を払うことなく、毎月下表に掲げる日数分、他店舗（会員が所属する店舗以外のマガジム店舗）のクラスに参加することができます。

| | |
|-------------|-------|
| スタンダード会員 | 毎月6日分 |
| ライト会員 | 毎月2日分 |
| 平日データータイム会員 | 毎週2日分 |

第3条 【未消化クラスの繰越し】

会員（但し、スタンダード会員、ライト会員に限ります）が、当月に付与されているクラスを全て消化できなかった場合、当該未消化クラス数は、翌月まで繰り越されます。但し、未消化クラスを翌々月に繰り越すことはできません。

第4条 【会員の特別割引制度】

1. 会員がパーソナルトレーニングを受講する場合、1時間当たり6,500円（税別）（正規料金：1時間あたり8,000円（税別））で受講することができます。但し、(i) 休会中の会員や、(ii) パーソナルトレーニングにおいて5回、10回、20回チケットを利用する場合は、割引の対象にはなりません。
2. 会員登録期間が連続して3年間（但し休会期間を除きます）を超えた場合、当該会員に対する月会費を1,000円（税別）割り引きます。但し、当該会員がその後休会した場合、休会期間中は割引制度は適用されず、また、当該会員が退会した場合、割引資格を失うものとします。

第5条 【会員種別の変更】

1. 会員種別の変更は、所定の手続きを経て行われるものとします。
2. 会員種別を変更する場合、会員は、事務手続に対する費用として、1回あたり1,000円（税別）のコース変更手数料を支払うものとします。但し、連続した一定期間のみ、一時的に変更する場合、コース変更手数料は、変更開始時に1回のみ支払えば足りるものとします。
3. 会員が毎月10日までにに行った会員種別の変更申込は、翌月の1日から適用されるものとします。

第6条 【月会費の支払い】

1. 月会費は前払いとし、支払方法は預金口座振替とします。
2. いかなる場合においても、支払われた月会費を返還することは致しません。

第7条【休会】

1. 会員がやむをえない事由によりクラスの継続受講ができず、かつ会社の承認を得た場合には、休会することができます。
2. 会員が毎月10日までにに行った休会の申込は、翌月の1日から最短で1ヶ月間できるものとしします。
3. 休会が適用されている期間は、維持・管理、各種事務連絡費用として毎月2,000円（税別）を支払うものとしします。費用には別途消費税がかかります。
4. 会員が休会からの復帰を希望する場合、復帰先会員種別の月会費との差額を支払うと、即日復帰できます。
5. 休会する場合や休会から復帰する場合は、コース変更手数料の支払いを要しません。

第8条【退会手続き】

1. 約款第16条に定める退会は、所定の用紙によって申し出るものとしします。
2. 会員が毎月10日までにに行った退会の申し出は、翌月の1日から適用されるものとしします。

第9条【改正】

本細則の改正は、会社が必要に応じてこれを行うことができるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとしします。

第10条【附則】

改正後の本細則は、平成31年1月1日から適用されます。